

静岡県告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成16年静岡県告示第499号の東駿河湾広域都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用される同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年2月26日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称
三島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東駿河湾広域都市計画道路事業 3・4・45号三島駅北口線及び3・4・67号下土狩文教線
- 3 事業施行期間
平成16年4月20日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし